

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

資源循環局都筑工場に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	資源循環局都筑工場
施 設 概 要	焼却工場 屋外広告物に該当します。
所在地（場所）	横浜市都筑区平台27番1号
利用者数・利用者層	焼却工場のため収集車が多く往来する施設ですが、施設見学のため一般の方の来訪・利用も受けています。 ○施設見学者数 10,786人（うち学生の見学は9,932人）（令和元年度統計）
広告設置場所	幹線道路（新横浜元石川線）沿い1か所
広告掲出期間	令和4年8月1日～令和7年7月31日（3年間）

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格
幹線道路（新横浜元石川線）沿い	10,000mm×7,200mm 以内	1 枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

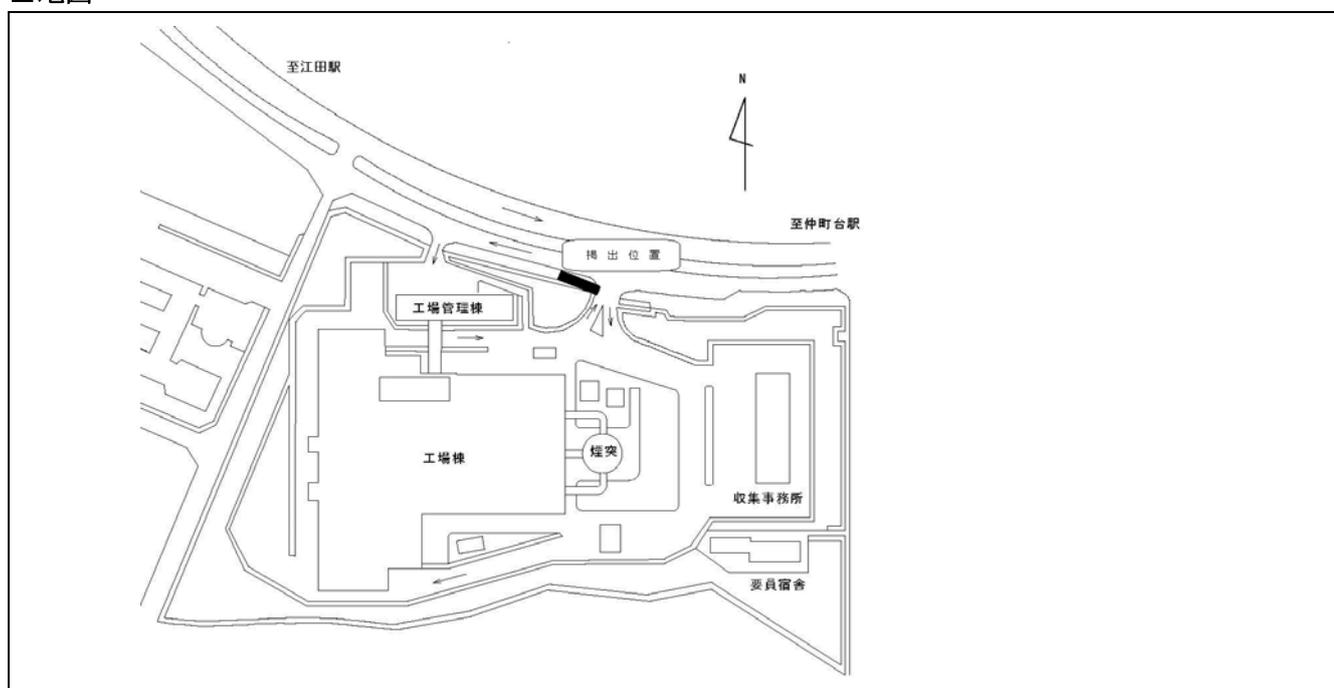
広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年12月10日（金）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○令和4年7月31日（日）までに、審査が完了した広告を掲出できる形で提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 なお、広告を掲出する躯体の設置、撤去等にかかる費用は、事業者の負担により行ってください。 ○広告を掲出する躯体の設計、設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分に行うとともに、周辺の景観に配慮したデザイン等について、制作前に協議を行ってください。
財産の使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額1,000円／㎡：「行政財産の使用料及び普通財産の一時貸付料算定に係る土地および建物価格算定要領」に基づき算出）をお支払いいただく必要があります。 ○広告掲出スペースは事業者決定後に協議します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。 ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

■申込み

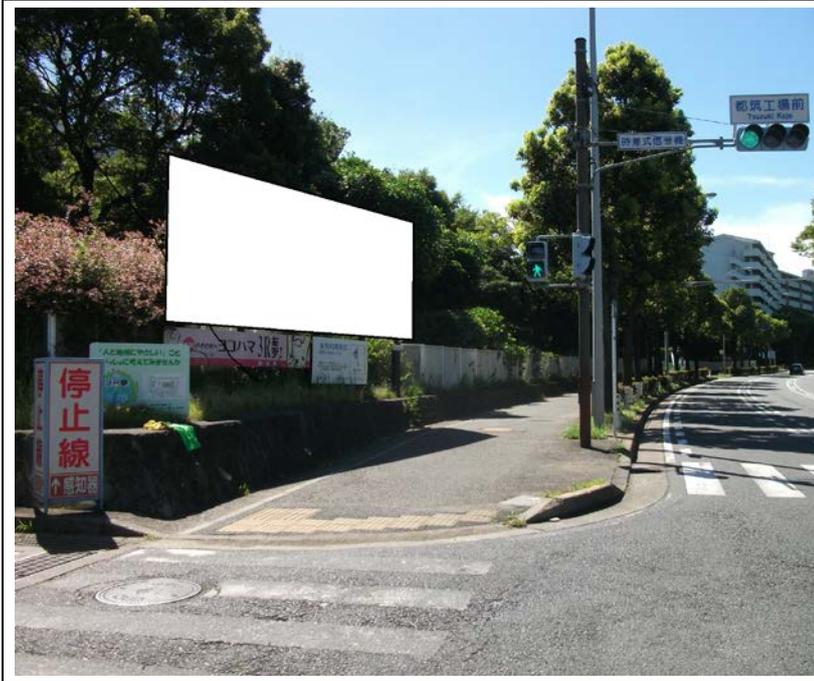
次頁あり

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又はご持参ください。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和3年11月19日（金）
申 込 期 間	令和3年11月19日（金）～ 令和3年12月3日（金）
申 込 先	（担当課名）横浜市資源循環局 都筑工場 （所在地）〒224-0064 横浜市都筑区平台27番1号 （TEL/FAX）TEL 045-941-7911 /FAX 045-941-7912 （Eメール）sj-tsuzukikojo@city.yokohama.jp

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告掲載申込書（印刷物・施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	資源循環局都筑工場 施設広告		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

令和 年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 資源循環局都筑工場 施設広告

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。